明推協だより 2013．7

発行：菰野町明るい選挙推進協議会　〒510-1292　菰野町大字潤田 1250 番地　　☎391－1101（直通）

平成 25 年 7 月 21 日（日）、第 23 回参議院議員通常選挙が執行されます。（投票日程については、裏面をご確認ください。）

「投票する」という権利を有効に活用し、貴重な１票を投じてください。

一票に　託す私の　意思表示

＊ルールを守って、きれいな選挙を！！＊

３ない運動

一．　政治家は有権者に寄付を　**贈らない！**

一．　有権者は政治家に寄付を　**求めない！**

一．　政治家から有権者への寄付は　**受け取らない！**

選挙違反は「犯罪」です。候補者だけでなく有権者も対象に

政治資金規正法では、政治家個人への献金が禁止され、政治家個人の政治団体への献金も大幅に制限されています。公職選挙法では、政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にあるもの）が選挙区内の人に寄付を行うことを禁止しています。寄付行為に関しては、「３ない運動」という言葉があり、「贈らない」「求めない」「受け取らない」を指しています。日常、贈り物のやりとりの機会は多いですが、「こんなことぐらい」と思わずに「３ない」を守るように意識を変える必要があります。

今回の選挙から、インターネットを使った選挙運動が出きるようになります。

有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック等の SNS、動画中継サイト等）を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール（SMTP 方式及び電話番号方式）を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。

候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。

（注）・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。

・選挙運動は、公示日から投票日の前日までしか行うことができません。

・未成年者等は選挙運動をすることができません。

成年被後見人の選挙権及び被選挙権の回復

公職選挙法が改正され、７月１日以後に公示又は告示される選挙から適用されます。

これに伴い、この参議院議員通常選挙では、成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有することになります。

参議院議員通常選挙について（ご確認ください。）

①　投票日程について

今後の予定	日　　時	場　　所
期日前投票 不在者投票	7月5日（金）～20日（土） 午前8時30分～午後8時	役場2階会議室
【選挙期日】 ①　投票受付 ②　開票	7月21日（日） ①　午前7時～午後8時 ②　午後9時15分～	 ①　各投票所 ②　菰野町体育センター

②　最近、菰野町へ転入された方について

今回の選挙について、菰野町で投票のできる方は、次の条件に当てはまる方です。

【年齢】　満20歳以上の方（平成5年7月22日以前に生まれた方）

【住所】　町内に住所があり、平成25年4月3日までに住民登録（転入届出）を行い、引き続き住民基本台帳に記録されている方

＊　平成25年4月4日以降に転入された方は、原則、「菰野町」で投票できません。
転入前の住所地の選挙管理委員会へご確認ください。

③　最近、菰野町から転出された方について

菰野町を転出された方で、新しい住所地の選挙人名簿に登録の無い場合でも、菰野町の選挙人名簿に登録のある方は「菰野町」で投票することができます。

転出された日付によっては投票できないことがありますので、ご不明な点があれば、菰野町選挙管理委員会（059-391-1101）へご確認ください。

【菰野町明るい選挙推進協議会】

明るい選挙推進協議会は、すべての選挙において、投票する人が買収などに惑わされず、情実・利害などにとらわれることなく、自由な意思で投票し、選挙が公正に行われるよう啓発活動を行っています。内容としては、話し合い活動や研修会、街中で明るい選挙を訴える街頭啓発など、各種団体と協力しながら活動しています。

菰野地区：　山﨑　加津代　齋藤　英基　川口　節子　諸岡　功一
鵜川原地区：　村上　嘉壽子　萩　正人　大橋　信行
竹永地区：　寺田　忠　松岡　美智子　川嶋　正典
朝上地区：　諸岡　喜久子　山口　新吾　小林　浩治
千種地区：　早野　憲一郎　伊藤　育代　佐敷　宏

選挙制度等に関する問い合わせ先
菰野町明るい選挙推進協議会事務局
☎　391－1101（直通）